

2年生 保護者の皆様へ

沖縄県立首里高等学校

校長 津野 良信

(公印省略)

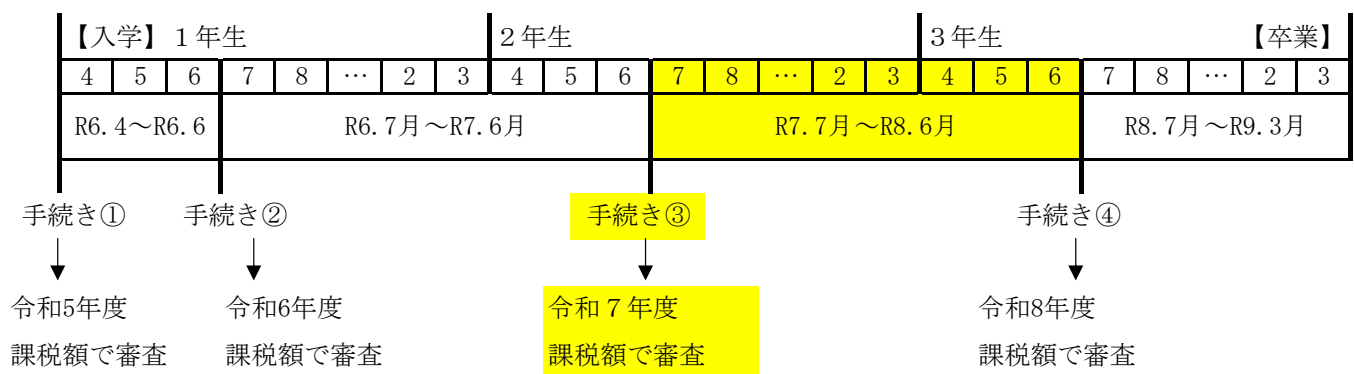
令和7年7月～令和8年6月までの 高等学校等就学支援金（授業料支援）の申請手続きについて

高等学校等就学支援金制度は、国による授業料の支援を行う制度です。

令和7年7月以降も継続して支援を受けられるか審査を行いますので、下記のとおり手続き（手続き③）をお願いします。

なお、就学支援金は、学校設置者が生徒本人に変わって受け取り、授業料と相殺されるため、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

記



1. 審査対象となる課税額について

- 課税年度 令和7年度
- 課税対象期間 令和6年1月～令和6年12月
- 課税地 令和7年1月1日現在お住まいの市町村
- 所得基準 保護者（親権者）等の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」の合計が304,200円以上のため就学支援金を受給できない場合、別途「高校生等臨時支援金」を申請いただくことで、授業料相当額の支援を受けることができます。
（令和7年度限り）
⇒審査の結果、就学支援金に該当しなかった場合は、別途手続きについて個別にご連絡します。（実質、授業料無償となります）別添②参照

2. 必要な手続きについて

個々の状況に応じて手続き方法が変わりますので、別紙フローチャートをご確認下さい。